

庵治石事件

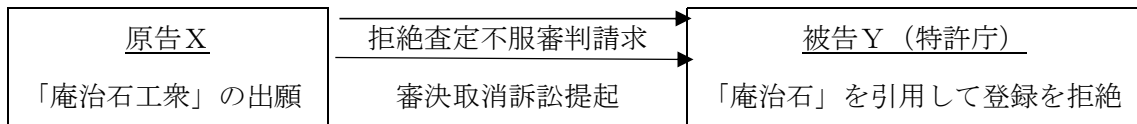
石材の加工等を指定役務とする「庵治石工衆」の商標が、地域団体商標の登録を受けている「庵治石」との関係で出所混同のおそれがあるとして、商標法4条1項15号が適用された事例

知財高裁令二（行ケ）一〇一〇一、庵治石事件、令三・一・一九判決

参照条文 商標法四条一項一五号

事案の概要

原告Xは、「庵治石工衆」の文字から成る本件出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、令和元年5月13日、拒絶査定不服審判を請求した。被告特許庁Yは、同請求を不服2019-6143号事件として審理を行い、令和2年7月13日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）をしたので、Xが本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。



（本件出願）

出願人 原告X

商 標 庵治石工衆

指定役務 第40類「石材の加工、墓石・石塔・石碑・石製彫刻の加工」他

（引用商標・地域団体商標）

登録番号 第5030818号

商 標 庵治石（標準文字）

指定商品 第19類「香川県高松市庵治町・牟礼町において産出された墓用・石碑用石材・自然石を使用してなる墓石」他

判決の要旨〔棄却〕

一方、引用商標権者及びその構成員を含む高松市庵治町及び牟礼町内の採掘業者や石材業者らは、昭和20年から40年代にかけて組合を結成し、昭和45年（1970）からは毎年、庵治石を用いた石製品の展示即売会を行ってきており、平成19年3月9日には、地域団体商標として引用商標の設定登録を受け、庵治石を用いた石製品に「庵治石®登録証」や「庵治石®プレート」を発行したり、「庵治石®」のシールを付したりして、ブランドの維持に努め、さらに、庵治石の知名度向上や庵治石を用いた石製品の販路拡大等を目的とした様々な展示会やイベントを開催し、引用商標の普及活動のための各種事業を長年継続して現在まで実施しているところ、その模様が相当数の来場者や新聞、雑誌等への記事掲載を通じて、相応の程度に広告されている。加えて、引用商標は、地域団体商標の登録を受けていることから、経済産業省特許庁が年1回発行する冊子及び同庁のホームページに毎回掲載され、地域団体商標の普及事業において紹介されている。

これらの事情を考慮すると、引用商標は、本願商標の登録出願時及び本件審判時において、「香川県高松市庵治町・牟礼町で採掘され加工された製品に係る引用商標権者の伝統的工芸品ないし地域ブランド」との引用商標権者又はその構成員の業務を示すものとして、需要者の間に広く認識されており、相当程度高い周知性を有していたものと認めるのが相当である。

（中略）

前記2(1)のとおり、「庵治石」の文字は、「香川県高松市庵治町・牟礼町産の花崗岩」を意味するが、同時に、広く知られた「香川県高松市庵治町・牟礼町で採掘され加工された製品に係る引用商標権者の伝統的工芸品ないし地域ブランド」をも意味し、その文字部分のみで特定の意味合いを有するよく知られた語であるから、本願商標の「庵治石工衆」は、「庵治石」の文字部分と「工衆」の文字部分とを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど両者が不可分的に結合しているものとはいえない。そして、本願商標の構成から「庵治石」の文字を除いた「工衆」の文字部分は、辞書等に載録された成語ではなく、「ものを作ることを職とする人々」程の意味合いを連想させるにとどまるから、本願商標の指定役務との関係では出所識別標識としての機能は必ずしも強くなく、本願商標の構成中の「庵治石」の文字部分が出所識別標識を果たし得る要部として看取されると

いうべきである。(中略) そうすると、本願商標と引用商標の類似性は極めて高いというべきである。

(中略)

また、本願商標の指定役務は、その加工又は情報提供の対象物を、引用商標の指定商品を含む墓用石材や墓石等とするものであるから、本願商標の指定役務と引用商標の指定商品とは、密接な関連性を有するとともに、取引者、需要者も相当程度で共通にするものといえる。そして、本願商標の指定役務の需要者に含まれる一般需要者は、必ずしも石材等について専門的な知識や経験を有するものではない者も含まれており、高度の注意力をもって役務の提供を受けるとは限らない。

以上を考慮すると、本願商標をその指定役務に使用した場合には、これに接する取引者、需要者は、出所識別標識としての機能を果たし得る要部である「庵治石」の文字部分に着目して、地域ブランド名として周知である引用商標を連想、想起し、当該役務が引用商標権者又はその構成員との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品役務化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る役務であると誤信し、役務の出所につき誤認を生じさせるおそれがあるものというべきである。

解 説

引用商標の「庵治石」は、香川県高松市庵治町・牟礼町において産出された石材を意味する文字であり、相当に広く知られていて、地域団体商標の登録を受けています。周知性に関して判決は、「(庵治石は) 相当程度高い周知性を有していた」と言っています。本件出願に係る商標「庵治石工衆」は、このうちの「石工」は辞書等に掲載されている言葉ですが、「工衆」は辞書等に掲載された言葉ではないので、普通なら原告が主張したように「庵治・石工衆」と認識されると思いますが、判決は、「庵治石」が相当程度高い周知性を有しているから、これを「庵治石・工衆」と認識されるとして、「庵治石」が要部であるとししました。原告は、「庵治石」は上記意味を有する普通名称であるから周知性を有することはないと主張しましたが、判決は、「庵治石」はその本来の産地以外の産地から産出される同種同等の石材の呼称として用いられていないから、石材の種類を示す普通名称ではないと答えています。原告は、「庵治石」は香川県高

松市庵治町産出の石材の普通名称だと主張しているのですから、判決はこれに正しく答えていないと思います。しかし、周知な普通名称であるとして地域団体商標の登録を受けているのですから、普通名称だから周知性を有しないとか、要部になり得ないということはなく、原告の主張は失当だと思います。さらに、判決は、本件出願の指定役務と引用商標の指定商品とは、密接な関連性を有するとともに、需要者も相当程度で共通にするとし、以上を総合して出所混同のおそれを肯定して、4条1項15号を適用した本件審決を維持しました。なお、本件出願の指定役務と引用商標の指定商品は類似関係にあるとして、4条1項11号を適用しても良かったと思います。